市・県民税の年金特別徴収による納付例

ケース 1 今年度初めて年金特別徴収に該当になる場合

●今年度6月の年税額決定時に年金所得にかかる税額が12万円となった

【今年度】

【来年度】(前年に引き続き年金所得にかかる税額が12万円となった)

	口座	または 振替 徴収)	年金から差し引き (特別徴収)			
年 金 受給月	6月	8月	10月	12月	2月	
税 額	3万円	3万円	2 万円	2万円	2万円	
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6	

	年金から差し引き								
			(特)	引徴収)					
	← 0:	豆 徴 丩	ע →	← ;	本 徴 収	\rightarrow			
年 金 受給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月			
税 額	2 万円	2 万円	2 万円	2 万円	2 万円	2 万円			
算出方法	前年度分	の年税額	×1/6 ずつ	当該年度の)年税額の残り	の 1/3 ずつ			

普通徴収

特別徴収(本徴収)

特別徴収(仮徴収)

特別徴収(本徴収)

6 月と 8 月は今年度の 年税額の 1/4 ずつを口 座振替または納付書で 納めていただきます。

10月、12月、2月は 年税額の1/6ずつを 年金から差し引きます。 年度当初は、当該年度の年税額が確定していないので、4月、6月、8月は暫定的に前年度年税額×1/6ずつを年金から差し引きます。

10月、12月、2月は、確定した年税額から仮徴収分を差し引いた額の1/3ずつを年金から差し引きます。

ケース2 前年度の年金特別徴収税額と今年度の年金特別徴収税額に差があった場合

●例1 6月の年税額決定時に、今年度の年金特別徴収税額が9万円と決定された(前年度12万円とする)

【今年度】

		1	反 徴 収	ζ	本 徴 収		
年 受約		4月	6月	8月	10月	12月	2月
税	額	2 万円	2 万円	2万円	1 万円	1 万円	1 万円

今年度の年税額決定を受けて、10月以降の年金特別 徴収税額が1万円ずつとなりました。

≪本徴収の計算方法≫

年税額9万円-(仮徴収分2万円×3回)= 3万円 この3万円を本徴収10月・12月・2月の3回に振 り分けて、1万円ずつ差し引きます。

【来年度】

		仮 徴 収						
年 受約	金合月	4月	6月	8月				
税	額	1万5千円	1万5千円	1万5千円				

来年度の年金特別徴収税額のうち、仮徴収分については、今年度の年税額が9万円となったため、その1/6ずつの金額で差し引くことが暫定的に決定されます。 来年度の本徴収税額(10月以降分)は、来年6月に年税額が決定する際に確定します。

●例2 6月の年税額決定時に、今年度の年金特別徴収税額が4万8千円と決定された(前年度12万円とする)

【今年度】 年金特別徴収と普通徴収の併用徴収になります

		1	反 徴 収	ζ	本 徴 収			
	金給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
税	額	2 万円	2 万円	差し引き停止				

※来年度の年金特別徴収については、『ケース1]今年度 初めて年金特別徴収になる場合』の納付方法になりま す。確認ください。

仮徴収予定のまま8月まで差し引くと、納め過ぎになってしまうことから、8月の仮徴収を停止させ、残額については、普通徴収へ切り替えられます。

≪残額の計算方法≫

年税額4万8千円- (仮徴収分2万円×2回) = 8千円・・・普通徴収へ

なお、普通徴収に切り替えられた場合は、普通徴収の納期限に合わせて振り分けられます。上記の場合は、残額8千円を全4期に分けて納付します。

第1期 2,000円、第2期 2,000円、第3期 2,000円、第4期 2,000円 (納期限6月末) (納期限8月末) (納期限10月末) (納期限翌年1月末)

※納期限については、各納期限月末が土日祝日の場合は、翌平日となります。

ケース3年度の途中で年金特別徴収税額に変更があった場合

※ 税額に影響のある申告等を行った時期によって、年金特別徴収税額の変更が反映される年金受給月は 変わります

7月上旬に申告等により年金特別徴収税額が12万円から9万円に減額になった(前年度12万円とする) ●例 1

【変更前】

		1	反 徴 収	Z	本 徴 収		
年 受約		4 月	6月	8月	10月	12月	2月
税	額	2 万円	2 万円	2 万円	2 万円	2万円	2万円

特別徴収 (本徴収)

前年度の年税額が12 万円だったので、仮徴収 税額は暫定的に12万 円×1/6ずつ差し引 きます。

特別徴収(仮徴収)

6月に今年度の税額が確 定し、年金特別徴収税額の うち仮徴収分を差し引い た額の1/3ずつを年金 から差し引きます。

【変更後】

		-	反 徴 収 変更なし		7	本 徴 収	ζ
年 受約	_	4 月	6月	8月	10月	12月	2月
税	額	2 万円	2 万円	2万円	1 万円	1万円	1 万円

7月の申告等により、年金受給月10月から特別徴収税 額が変更となったものです。すでに差し引いた額が4 月、6月、8月で合計6万円となっているため、10月 からの年金特別徴収税額は、その差額(9万円-6万円) の3万円を、10月、12月、2月の3回に分けて差し 引くように変更となりました。

7月上旬に申告等により年金特別徴収税額が12万円から15万円に増額になった(前年度12万円とする) ●例 2

【変更前】

	/	1	反 徴 収	ζ	本 徴 収		
年 受約		4月	6月	8月	10月	12月	2月
税	額	2 万円	2 万円	2 万円	2 万円	2 万円	2万円

特別徴収(仮徴収)

前年度の年税額が12 万円だったので、仮徴収 税額は暫定的に12万 円×1/6ずつ差し引 きます。

特別徴収 (本徴収)

6月に今年度の税額が確 定し、年金特別徴収税額の うち仮徴収分を差し引い た額の1/3ずつを年金 から差し引きます。

【変更後】

		-	反 徴 収 変更なし		本 徴 収		
年 受約	金 合月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税	額	2 万円	2万円	2万円	3万円	3万円	3万円

申告等により、年金受給月10月から特別徴収税額が変 更となったものです。すでに差し引いた額が4月、6月、 8月で合計6万円となっているため、10月からの年金 特別徴収税額は、その差額(15万円-6万円)の9万 円を、10月、12月、2月の3回に分けて差し引くよ うに変更となりました。